

労基法解体の危機～あるべき労働時間規制のために～
(要旨)

西川 大史 弁護士（南大阪法律事務所）

厚労省「労働基準関係労働法制研究会」で労働時間法制、労使コミュニケーション、労働基準法上の「労働者」といった論点について見直しの議論がされている。約40年ぶりの労働基準法改正になるが、本当に労働者のための改正か。労基法の解体にならないか考えていきたい。



労働者の労働条件、権利は労働法がある
ことによって守られている。労働者を守るための法律をいかにして改訂、改悪して行くかが財界・政府で話し合われている。

安倍政権が発足した時に最初に言ったのが「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指す。邪魔なものは二つ「労働法」と「労働者の権利」、正社員をなくす（非正規雇用の拡大、派遣法の改悪）、残業代を払わない（残業代ゼロ、高度プロフェッショナル制度）、自由に解雇したい（解雇の金銭解決制度）。現在、1日8時間、週40時間労働が原則だが、これができたのが1987年である。例外は①労基法33条 災害時の臨時の必要による時間外・休日労働。②36協定。2020年からコロナの蔓延で公務員の長時間労働が注目されるようになったが、これには災害などの緊急性、臨時性が必要である。

33条は延長時間の上限もなく、労使協定も不要なため厳格に解釈して行かなければならないが、どんどん広げていこうとしているのが実情である。36協定については、どの労働組合が結ぶかということが意義がある。労働組合の同意がないと労働時間の延長を命ずることができない。しっかりした労働組合が過半数をもっていれば無茶な長時間労働にならないが、会社の言いなりになる労働組合だった場合は会社に長時間労働のお墨付きを与えることになる。働き方改革の中で時間外労働の上限規制というのが出た。労働者の健康確保ワークライフバランスをはかると財界が言ってきた。原則1ヶ月45時間、年間360時間だが、例外的に月100時間未満、二ヶ月から六ヶ月で平均80時間以下、年間720時間以内オーケーとなっている。1日13時間ぐらいの労働時間になる。例外がどんどん広がっていく可能性がある。死ぬほど働く例外を認めているのが今の労働法である。

これが解体されれば1日8時間の原則がなくなっていくことになる。

◇厚労省「労働基準関係労働法制研究会」の動き

構成メンバーが労働法学者だけで、委員に労働者がいない。議論されているのは大きく三つ「労働者性」「労使コミュニケーション」「労働時間規制」である。「労働者性」については、現在フリーランスやプラットフォームワーカーの増加により「労働者」として保護されていない状況がある。労働者性を広げていこうという方向性は間違っていない。「労使コミュニケーション」については、「デロゲーション」（労使合意により労基法等の保護を適用除外すること）を拡大するとは述べていないが、「法定基準の調整・代替を可能にする」ことを目的としている。「労使コミュニケーション」の対象として念頭に置かれているのは労使協調の多数組合であり、労働組合が労働者の権利を守る主体ではなく、権利を制限する主体にもなりかねないことに注意しなければならない。

「労働時間規制」についてはおかしな方向に議論が進んでいる。テレワーク等の柔軟な働き方に対応してフレックスタイム制の見直し、新しいみなし労働時間制度の創設など。テレワークこそ明確な労働時間管理が必要である。残業代をいかに払わないようにするかしか話し合われていない。完全な労働法の改悪である。

労働時間規制こそが 労働者の命、健康、生活を守るものであり、労働者の声が反映された大改正の実現のために闘いが欠かせない。

6月21日、近畿地本は第19回権利討論集会を22名の参加で国労大阪会館にて開催しました。

を迎え「労基法と労働者の権利」をテーマに、政府・財界の狙う労働法の改悪の動きについて、講演を受けました。

第二部では、山本委員長挨拶の後、長谷川さん（和歌山

電技セン）から変形勤務での勤務変更の実態、長尾さん（神戸土木セン）からフレックス勤務制での長時間労働の実態、西澤執行委員（貨物運転士）から異常時の長時間停

第19回権利討論集会



国
劳
近
畿

第241号
発行 山本 泰光
編集 木下 賢一
大阪市北区錦町2-2
TEL06-6354-0700
FAX06-6358-1465

大会日程

第94回全国大会
7/27(日)・7/28(月)

第39回西日本本部大会
8/ 9 (土)

第22回近畿地方大会
8/23(土)



その後、短時間の懇親会を行い集会は終了しました。

会社別	ベア	夏期手当	2024年度
北海道	5,000円	2.02ヵ月	1.90ヵ月
東日本	所定昇給額×1.5 +4,000円	2.80ヵ月	2.70ヵ月
東海	8,000円	3.05ヵ月	3.00ヵ月
西日本	12,200円	2.65ヵ月	2.60ヵ月
四国	6,000円	1.97ヵ月	2.27ヵ月
(ライフプラン0.4含む)			
九州	15,000円	2.60ヵ月	2.50ヵ月
		一時金25万円	一時金20万円
貨物	2,000円	1.73ヵ月	1.61ヵ月
西ロジ	ベアゼロ	1.70ヵ月	1.70ヵ月
	地域手当改善あり	+1万円	